

目 次

I	高齢者居住安定確保計画	1
II	高齢者居住安定確保計画（概要版）	27
III	高齢者居住安定確保計画における成果指標	29
IV	住宅関連用語集	33
V	住宅審議会の審議の経緯等	39
VI	高齢者居住安定確保計画関連法令等	45

I 高齡者居住安定確保計画

目 次

はじめに-----	1
第1章 計画の位置付け-----	2
1 計画の位置付け-----	2
(1) 上位計画との関係-----	2
(2) 地域包括ケアシステムとの関係-----	3
2 計画期間-----	3
第2章 高齢者の住まいを取り巻く現状と課題-----	4
1 高齢者・世帯・住宅の状況-----	4
2 分野別に見た現状と課題-----	4
(1) 高齢期に快適に住まうための住宅への期待の増大-----	4
(2) サ高住等の増加と質のばらつき-----	4
(3) 高齢者が住まいを自ら選択するための情報等の不足-----	5
(4) 自宅で住み続けるために必要なサービス等への期待の増大-----	5
第3章 目標と推進体制-----	7
1 目標-----	7
2 施策の推進体制-----	8
第4章 重点的に取り組む施策-----	10
1 高齢者に適した住宅ストックの形成-----	10
(1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保-----	10
(2) 良質なサ高住や有料老人ホームの供給促進-----	11
2 高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援-----	13
(1) 住み替えを容易にする情報提供や相談体制の整備-----	13
(2) 既存住宅の売却や賃貸の促進-----	13
3 高齢者居宅生活支援サービスの充実-----	15
(1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり-----	15
(2) 在宅サービスの充実強化-----	15
資料集 高齢者の住まいを取り巻く現状（データ集）-----	17

はじめに

県内の高齢者(65歳以上)人口は約150万人、高齢化率は27.1%と増加傾向にあり、特に高齢単身世帯が増加している。また、平成37年には、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、今後は都市部を中心に後期高齢者が急増するとともに、要介護・要支援者の増加も見込まれている。

このような中、本県では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活圏域を単位として総合的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めている。

「地域包括ケアシステム」においては、生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方を誰もが選択できることが前提となっており、その実現に当たっては、住宅施策と福祉施策との連携が不可欠である。

高齢者の住まいには、バリアフリー化などの高齢者に配慮された住宅性能と、必要な時に生活支援サービスや医療・介護サービスが受けられる環境が求められており、近年では、住宅性能と生活支援サービス等が一体となったサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）も増加している。

また、高齢者の住まい方についても、まちなか居住や田舎暮らし、高齢者等が集まって生活するシェアハウス等の居住形態などライフスタイルに応じた様々なニーズが顕在化しており、高齢者の住まいの選択の幅は広がっている状況である。

これらの多様化する住まい方について、高齢者が自ら情報を収集し、希望する住まいを安心して選択できる環境の整備が必要である。

本県では高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、平成23年に「兵庫県高齢者居住安定確保計画」を策定し、住宅施策と福祉施策の密接な連携のもと、高齢者が自分らしい生活を送ることができる居住環境を実現するための様々な取組を行ってきた。このたび改定する「兵庫県住生活基本計画」とこの間に改定された「兵庫県老人福祉計画」の内容を反映させるため、本計画を改定する。

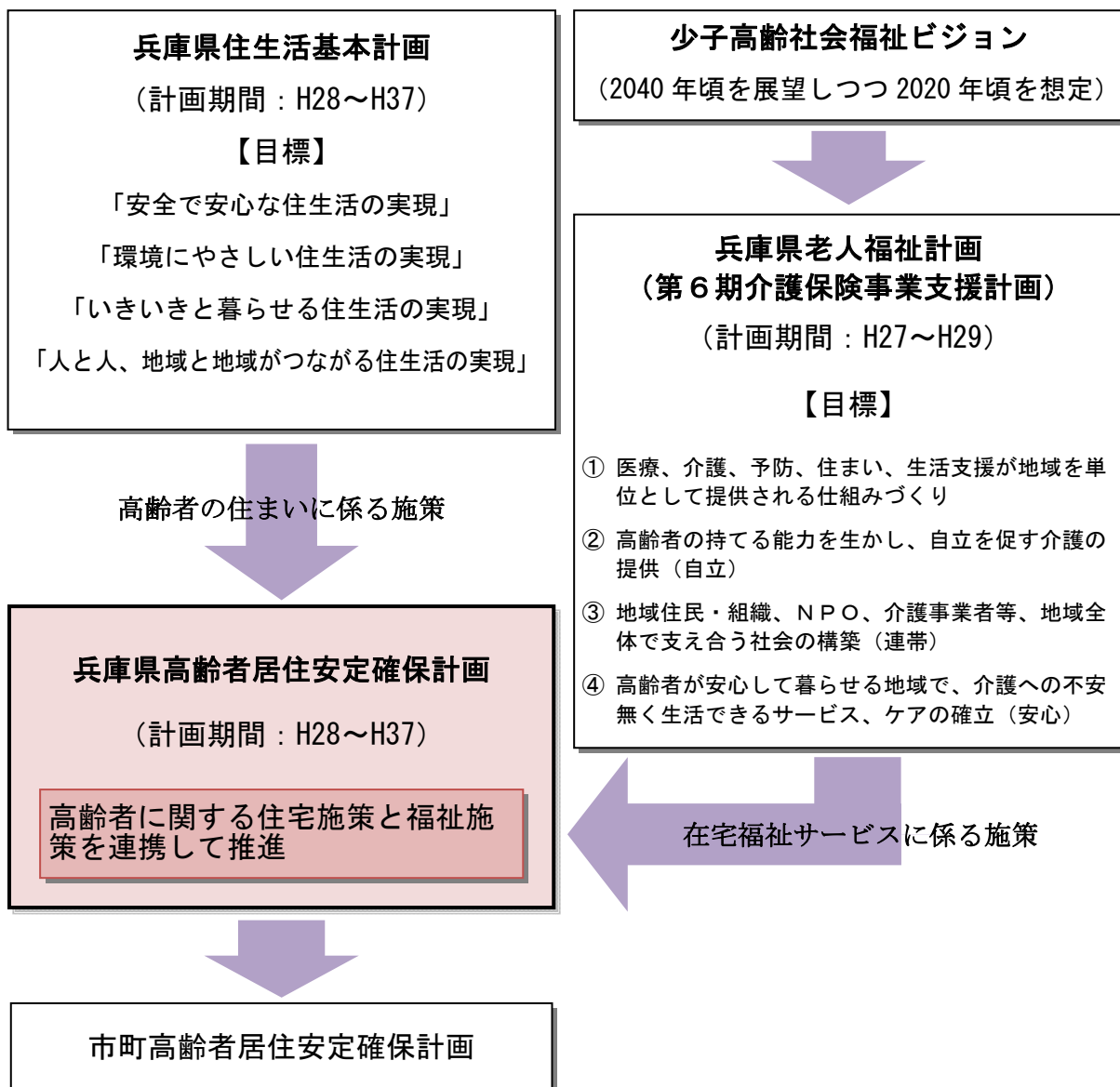
第1章 計画の位置付け

1 計画の位置付け

(1) 上位計画との関係

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に基づき県が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画であり、市町は、本計画に基づき市町計画を策定することとする。

また、地域包括ケアシステムにより、高齢者が安心して自宅で暮らせるよう、「兵庫県住生活基本計画」における高齢者の住まいに係る施策と、「兵庫県老人福祉計画」における在宅福祉サービスに係る施策とを連携して推進するための計画として位置付ける。



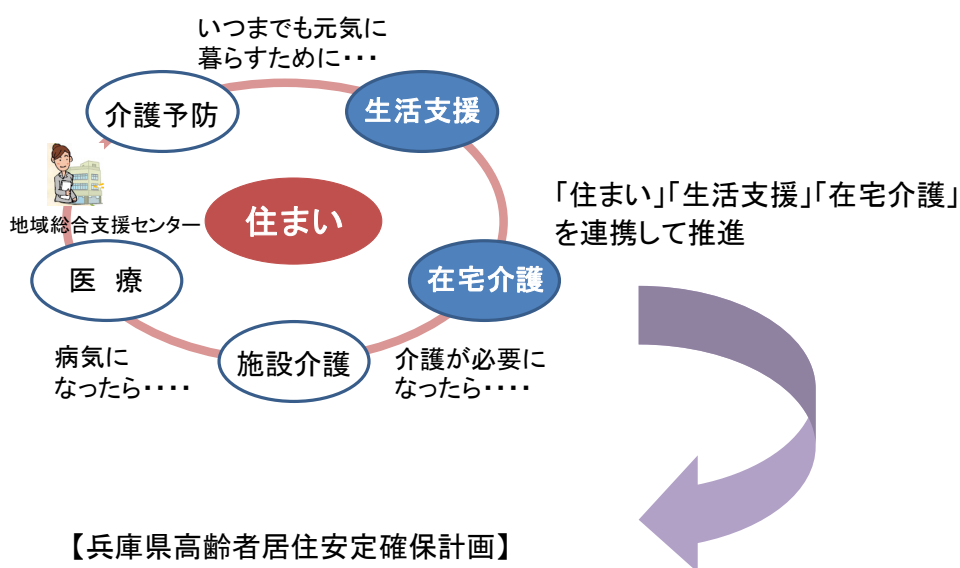
(2) 地域包括ケアシステムとの関係

厚生労働省において、平成 37 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が推進されている。

本県においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活圏域を単位として総合的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を「兵庫県老人福祉計画（第6期介護保険事業支援計画）」により進めている。

本計画は、「地域包括ケアシステム」を構成する要素のうち、「住まい」に係る住宅施策と「生活支援」「在宅介護」に係る福祉施策を連携して推進するために策定するものである。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



【兵庫県高齢者居住安定確保計画】

	「兵庫県住生活基本計画」の高齢者の住まいに係る施策
	「兵庫県老人福祉計画」の在宅福祉サービスに係る施策

2 計画期間

本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。

なお、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね 5 年ごとに適切な施策評価を実施し、計画の見直しを行う。

第2章 高齢者の住まいを取り巻く現状と課題

1 高齢者・世帯・住宅の状況

- ・高齢者（65歳以上）人口は平成27年度で約150万人（高齢化率27.1%）であり、平成37年には約160万人（高齢化率30.4%）に増加する見込みである。前期高齢者（65～74歳）が減少する一方で、後期高齢者（75歳以上）は平成27年から平成37年までに約27万人の増加が見込まれている。（図1）
- ・要支援・要介護認定者は、平成37年には約39万人（高齢者人口の24.4%）に増加する見込みである。また、介護や支援が必要な認知症高齢者も、約20万人（高齢者人口の12.8%）に増加する見込みである。（図2、図3）
- ・高齢単身・夫婦世帯は今後も増加が見込まれており、特に高齢単身世帯の増加が著しい。（図4）
- ・高齢単身・夫婦世帯の持家率は約7割と高くなっている中、高齢単身世帯の約4割が借家に居住しており、その半数が民間借家である。（図5）

2 分野別に見た現状と課題

(1) 高齢期に快適に住もうための住宅への期待の増大

ア 現状

- ・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率は46.2%であり、特に築年数の経過した住宅において低くなっている。また、緊急時に助けを求められないなどの生活の不安を抱えている高齢者も存在する。（図6）
- ・高齢者の住み替え意向は低く、自宅の段差や設備に対する不満が高いなど、将来、介護が必要になったときに、自宅に住み続けられるかの不安がある。（図7、図8）

イ 課題

- ・高齢者が自宅で安心して住み続けられるよう、段差の解消や手すりの設置など、更なるバリアフリー化の促進が必要である。
- ・高齢者が一人である際の緊急時の対応を可能にする、住宅や居室等における安否確認機能の確保が必要である。
- ・在宅介護や認知症高齢者の介護、終末期まで自宅で過ごせるターミナルケアにも配慮した住宅性能が必要である。

(2) サ高住等の増加と質のばらつき

ア 現状

- ・サ高住や有料老人ホームなどの高齢者向け住宅の高齢者人口に対する割合は2.6%

であり、全国（2.1%）と比べて高い状況である。（表2、図9）

- ・サ高住は年々増加しているものの、浴室や台所が共用で住戸面積の小さいサ高住の供給が多く、サービスの内容、職員数にもばらつきが見られる。（図10、図11）
- ・サ高住の供給戸数や高齢者人口に対する割合などについて地域の偏在が見られる。（図11）

イ 課題

- ・自立高齢者が快適に暮らすため、一定の住戸面積と浴室や台所等の設備を住戸内に備えたサ高住の供給が必要である。
- ・駅前などの利便性の高い地域や住み替えニーズの高い地域など、高齢者のニーズに応じた地域単位でのサ高住の適正な供給が必要である。
- ・入居者のみならず、地域の高齢者へも医療・介護サービスを提供できる施設の併設が必要である。

(3) 高齢者が住まいを自ら選択するための情報等の不足

ア 現状

- ・住宅に関する情報の不足や資金の不足などにより高齢者の自宅の改修や住み替えが進んでいない。（図12）
- ・民間賃貸住宅において、家賃の滞納や住宅内での事故等に対する家主の不安から、高齢者への入居拒否が一部で見受けられる。（図13）

イ 課題

- ・住み替え先となる高齢者向け住宅の選択や自宅の処分、住み替えに係る資金計画などの情報を高齢者が容易に入手できるほか、身近に相談できる環境の整備が必要である。
- ・高齢者の入居に対する貸主の不安を解消し、高齢者が円滑に入居できる環境が必要である。
- ・自宅の賃貸又は売却、自宅を担保にした融資制度の活用等により、住み替えのための資金の確保が必要である。

(4) 自宅で住み続けるために必要なサービス等への期待の増大

ア 現状

- ・見守りが必要な高齢単身世帯や認知症高齢者等が増加している中、本人や配偶者の健康や病気、介護が必要になったときの対応など、将来の生活への不安が増大している。（図14）

- ・高齢期における子との住まい方は、同居よりも近居・隣居の志向が強くなっている。(図 15)

イ 課題

- ・家族が身近にいない高齢者の孤立を防ぐため、緊急時の対応とともに、定期的な巡回や24時間体制での見守りが必要である。
- ・見守りや生活支援サービスの担い手として、元気な高齢者等の社会参加を促すことが必要である。
- ・高齢者同士の居住や家族や親族との近居・隣居など、高齢者が安心して暮らせる住まい方を推進する必要がある。
- ・地域住民や団体による見守りや生活支援活動のほか、医療・介護サービス事業者の誘致等により、必要な生活支援サービスや医療・介護サービスを在宅で受けられる環境が必要である。

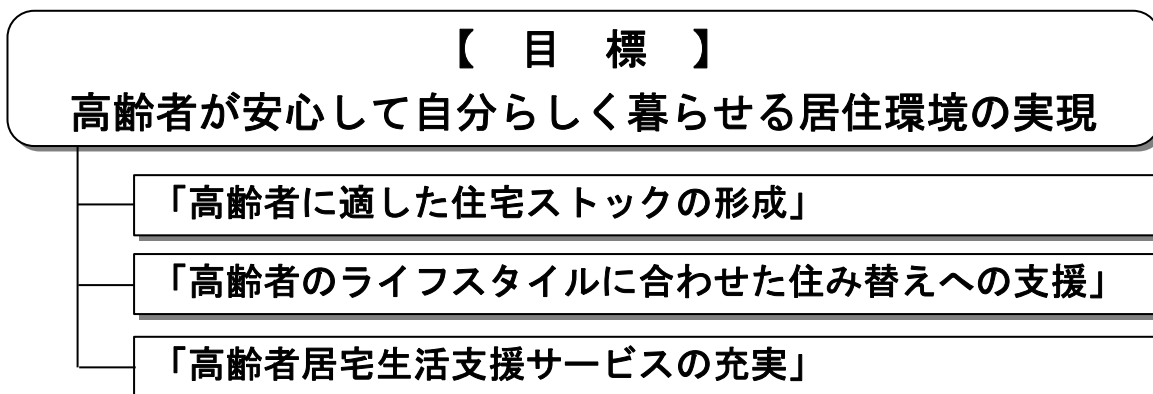
第3章 目標と推進体制

1 目標

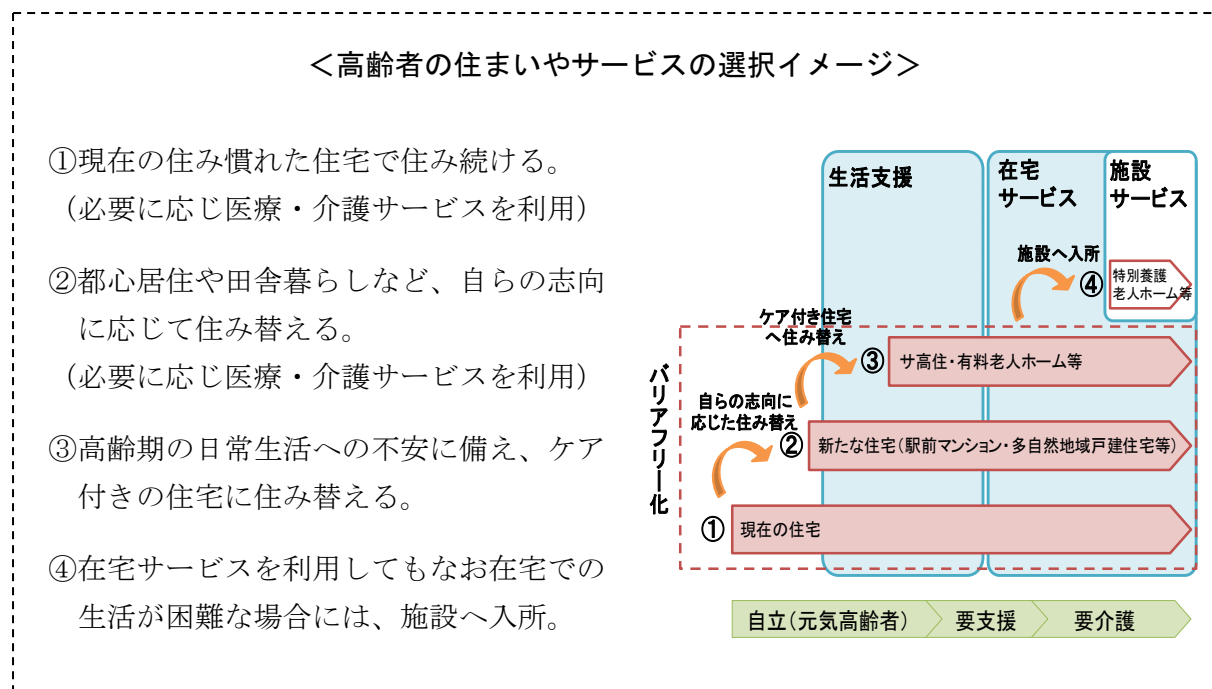
兵庫県老人福祉計画の目指す、「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるための地域包括ケアシステムの構築」と、兵庫県住生活基本計画の目指す「安全で安心な住生活」及び「いきいきと暮らせる住生活」の実現に向け、本計画の目標を「高齢者が安心して自分らしく暮らせる居住環境の実現」とする。

目標の実現に際しては、「地域包括ケアシステム」の構築とともに、高齢者がライフスタイルやライフステージに応じて住まいやサービスを自ら選択できる環境が必要である。

そのため、施策の展開に当たっては、「高齢者に適した住宅ストックの形成」、「高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援」、「高齢者居宅生活支援サービスの充実」を3つの柱に据えて、重点的に取組を進める。



第3章 目標と推進体制



2 施策の推進体制

施策の推進には、高齢者が安心して自分らしく暮らせる居住環境を実現するために、自治会等の「住民団体」や専門性を活かした柔軟なサービスを提供するNPO、社会福祉法人、大学等の「非営利団体」、住まいのニーズに応じた様々な事業を行う「営利団体」が協力し、それぞれの地域で自ら積極的に住まいづくりに取り組むことが重要である。

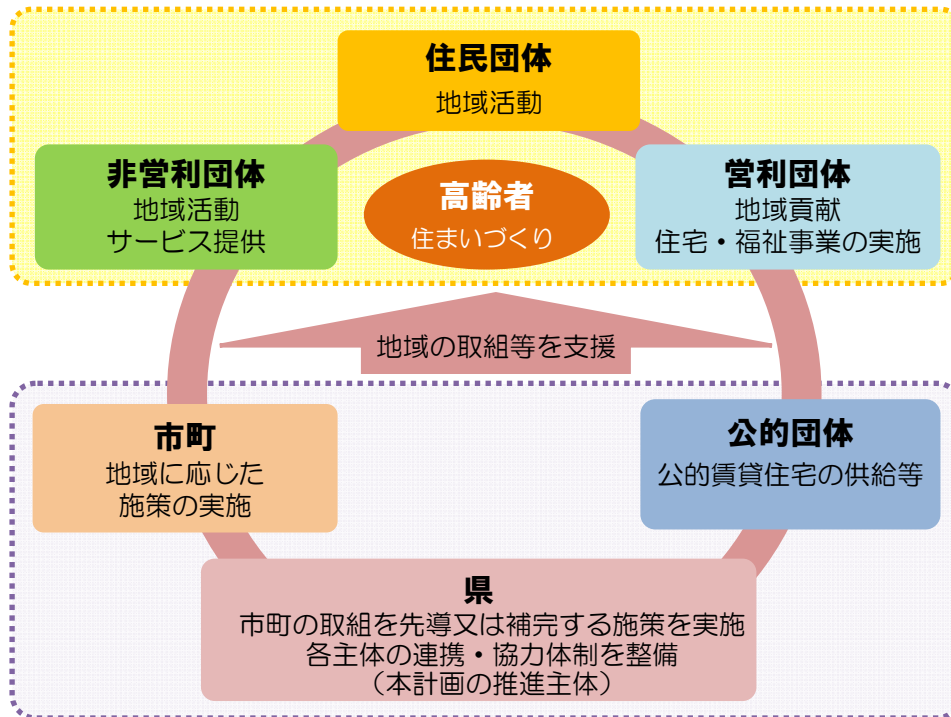
住宅供給公社、UR、独立行政法人住宅金融支援機構などの「公的団体」は、「公共団体」である県や市町と協力し、公的賃貸住宅の供給等の事業を通じて地域の取組等を支援する。

「公共団体」は、公営住宅の供給等による住宅セーフティネットの構築や住まいづくりに関する基準等の整備、住宅及び福祉施策に関する情報の周知などにより、地域の取組等を総合的に支援する。

特に、地域と密接に関わる市町は、地域の実情に応じた自主性と創意工夫による施策の実施が求められる。

県は、本計画の推進主体として、市町の取組を先導又は補完する施策を実施するとともに、各主体の連携・協力体制を整備することで、住宅及び福祉施策の効果的な推進を図る。

図：施策の推進における各主体の役割のイメージ



主体		主な役割
高齢者	住民	安心して自分らしく暮らせる居住環境を実現する住まいづくりに取り組む。
住民団体	自治会、高齢者団体等	高齢者の最も身近な主体として、見守りや生活支援サービスなどの地域活動に取り組む。
民間団体	非営利団体 NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、専門家等	地域に密着し、専門性を活かした柔軟なサービスを提供する主体として地域活動に取り組む。地域の担い手としての役割も期待される。
	教育機関、大学等	豊富な人材や専門的な知見を活かし、地域の課題解決に向けた活動・研究に取り組む。
民間団体	営利団体 宅建業者、建設業者、福祉等生活支援サービス事業者、これらを構成する団体等	地域の住まいのニーズに応じた様々な住宅や福祉に関する事業を実施し、地域に貢献する。
公的団体	住宅供給公社、UR、住宅金融支援機構、ひょうご住まいサポートセンター等	公的賃貸住宅の供給や所有施設の開放、住まいの相談事業などにより地域の取組への支援等を行う。
公共団体	市町	公営住宅等の供給、条例等による規制誘導、住宅施策に関する情報の周知を行う。 地域の実情に応じた自主性と創意工夫による施策を実施する。
	県	広域的な視点から、公営住宅等の供給、条例等による規制誘導、住宅施策に関する情報の周知を行う。 市町の取組を先導又は補完する施策を実施するとともに、各主体の連携・協力体制を整備する。

第4章 重点的に取り組む施策

1 高齢者に適した住宅ストックの形成

(1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保

身体機能の低下する高齢者が自宅で不自由なく安心して生活するためのバリアフリー性能や安否確認機能など、介護等が必要になったときにも住み続けられる住宅性能を確保する。

ア 福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化への規制誘導

福祉のまちづくり条例に規定する、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準（専用部分に関する基準及び共同住宅の共同部分に関する基準）により、住宅のバリアフリー化への規制誘導を行う。

イ 住宅のバリアフリー改修への支援

「人生80年いきいき住宅助成事業」により高齢者の居住する住宅のバリアフリー改修への支援を行うとともに、高齢者個人の身体状況に応じた改修が可能となるよう、福祉、保健、医療及び建築の専門家を住まいの改良相談員として派遣し、改修へのアドバイスを行う。

ウ 公営住宅におけるバリアフリー化の推進

公営住宅の住戸及び共用部分への手すりやエレベーター等の設置を進める。また高齢者や障害者等に配慮し、既存の階段室型住棟の1階部分においてスロープ等の設置及び車いす利用者向け住宅への改修に努める。

エ 公営住宅における安否確認機能の充実

公営住宅において、高齢世帯の安否確認が行えるよう、緊急通報システムを設置した高齢者向け特定目的住宅を整備するとともに、指定管理者やライフ・サポート・アドバイザー（LSA）による見守りを実施する。

オ 高齢者に配慮した住宅のガイドラインの策定

住宅のバリアフリー化やヒートショック対策に加え、身体・認知機能等の状況を考慮した部屋の配置や設備など、高齢者に配慮した住宅の仕様や高齢者の生活に関連した多様なサービスのあり方を示したガイドラインを策定する。

(2) 良質なサ高住や有料老人ホームの供給促進

高齢者が自立して生活できる環境を提供するために、身体機能の低下にも対応できる住宅性能と、安否確認や生活相談、介護や医療を含む高齢者居宅生活支援サービスの提供が一体となったサ高住や有料老人ホームの供給を進める。

ア 一定の住戸面積や設備を備えた望ましい居住水準の住宅の供給への支援

一定の生活空間や収納スペースの確保、台所や浴室の住戸内への設置等、高齢者の自立した生活に必要な住戸面積や設備の備わったサ高住の供給に必要な支援を行う。

イ 公的賃貸住宅ストック等を活用したサ高住のモデル供給

廃校となった学校の校舎や公有地等の公的不動産（PRE）や公的賃貸住宅の空き住戸等を活用し、整備コストを抑えることにより、低廉な家賃で望ましい居住水準のサ高住のモデル的な供給を検討する。

ウ サ高住に対する特定施設入居者生活介護の指定への支援

中重度の要介護状態になっても必要な介護サービスを受けながらサ高住に引き続き住み続けることができるよう、特別養護老人ホーム並みのサービスを提供する特定施設入居者生活介護の指定に必要な整備への支援を行う。

エ まちなか等への立地誘導

高齢者が自ら外出し、買物や趣味を楽しむなど、いきいきとした生活が送れるよう、まちなかやニュータウンの中心部などの利便性の高い地区へのサ高住の立地誘導を行う。

オ 地域に必要な医療・介護サービス施設の併設の促進

地域の要介護者等の住まいの機能と小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域に必要な医療・介護サービス施設を併設するサ高住の供給への支援を行う。

カ 適正な人員配置等によるサービスの質の確保

「兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」や「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」などにより、入居者数に応じた適切な人員配置や入居者ニーズに応じたサービスの提供を確保することで、サービスの質の確保を図る。

【成果指標】

成果指標	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ ※2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消	46.2% (H25) → 80% (H37) (考え方) バリアフリー化戸数を現状の43万戸から倍増
高齢者人口に対する高齢者向け住宅※の割合 ※サ高住、有料老人ホーム等	2.6% (H27) → 3.6% (H37) (考え方) 現状3.8万戸を自宅での生活が困難な高齢者のみ世帯数5.7万戸まで増加

関連計画の指標（参考）	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 (福祉のまちづくり基本方針)	48% (H27) → 65% (H32)
県営住宅のバリアフリー化率※ (ひょうご県営住宅整備・管理計画) ※以下の①又は②を満たすもの ①いきいき県住仕様（以下の全て）の採用 ・手摺りの設置（便所、浴室、玄関、階段） ・住戸内段差の解消 ・1階共用部分へのスロープの設置 ・玄関に非常警報型インターホンの設置 ・緊急時コールボタンの設置（便所、浴室、寝室、ダイニングキッチン） ・3カ所給湯方式の採用 ・便所に暖房便座用のコンセント設置 ②エレベーターの設置	59% (H27) → 75% (H37)

2 高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援

(1) 住み替えを容易にする情報提供や相談体制の整備

情報の不足、資金面の不安、自宅の処分などの住み替えに伴う阻害要因を解消するため、住み替え先となる高齢者向け住宅や住み替え資金の調達手法など、住み替えに関する一元的な情報提供及び相談体制の構築に向けた検討を進める。

ア 高齢者向け住宅情報の一元的な発信及び関連情報の提供

サ高住、高齢者等の入居を拒まない「ひょうごあんしん賃貸住宅」（以下「あんしん賃貸住宅」という。）、公的賃貸住宅などの高齢者の住まいの情報を一元的に発信するとともに、医療・介護サービス、まちなかや多自然居住等の住まいに関連する情報も併せて提供できる環境を整備する。

イ 居住支援協議会による家賃債務保証や安否確認サービス等の紹介やあっせん

行政、不動産団体、社会福祉協議会等で構成する「兵庫県居住支援協議会」において、高齢者の民間賃貸住宅への入居に関する相談窓口を設置し、家賃債務保証や身元保証人、安否確認、原状回復に関する保険等の居住支援サービスを提供する事業者の紹介・あっせん等を行う。

ウ 地域総合支援センター等を通じた高齢者の住み替えに係る相談機能の強化

ひょうご住まいサポートセンターによる住宅相談とともに、不動産業者等の関係団体と連携し、高齢者の身近な相談先である地域総合支援センター等からの情報を受け付け、住み替え先のあっせんや自宅の処分など円滑な住み替えを支援する体制を検討する。

(2) 既存住宅の売却や賃貸の促進

住み替えに関する資金面での不安を解消するため、自宅の売却や賃貸化への支援など、既存住宅の流通に向けた取組を進める。

ア 建物状況調査（インスペクション）及び住宅瑕疵保険の普及

不動産関係団体等と連携し、既存住宅の品質に対する不安を解消するための建物状況調査（インスペクション）や住宅瑕疵保険等の普及を図る。

イ 既存住宅に対する認定制度の創設

不動産関係団体等と連携し、耐震性などの一定の水準を備えた既存住宅の認定制度の創設を検討する。

ウ 自宅を賃貸する際の改修や若年・子育て世帯の取得等への支援

オールドニュータウンにおいて、事業者が高齢者の自宅を買い取り、又は借り上げて、新婚・子育て世帯向け住宅として賃貸するための改修への支援を行う「子育て向け賃貸住宅供給支援事業」や、高齢者の自宅を若年世帯等に賃貸するための改修への支援を行う「高齢者住み替え支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。また、若年・子育て世帯を対象に、既存住宅の取得や改修への支援を行う。

【成果指標】

成果指標	目標値
あんしん賃貸住宅※の登録戸数 ※高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅	2,331戸 (H27) → 5,000戸 (H37)
	(考え方) あんしん賃貸住宅への入居を希望する世帯数まで増加
住宅流通量に占める既存住宅の割合	22% (H25) → 30% (H37)
	(考え方) 流通戸数を現状1万戸/年から1.5万戸/年まで増加

3 高齢者居宅生活支援サービスの充実

(1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、民間事業者等との連携による見守り体制の強化や地域団体等による高齢者見守り活動への支援などを行う。

ア 生活支援コーディネーターの養成

生活支援サービスの充実と元気高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置及び協議体の設置を促進するとともに、配置される生活支援コーディネーターの養成を実施する。

イ ライフライン企業や社会福祉協議会等による地域見守りネットワークの構築

ガス、電気、新聞等のライフライン企業と兵庫県、社会福祉協議会及び民生委員児童委員連合会等が「兵庫県地域見守りネットワーク応援協定」を締結し、市町が取り組む見守り活動を支援する。

ウ 特別養護老人ホーム等による地域の高齢者の見守りの実施

社会福祉法人の地域貢献として、地域の高齢者を対象に24時間体制の見守り等を行う特別養護老人ホーム等（地域サポート型施設（特養等））の取組の普及を図る。

エ 地域の高齢者団体等による見守りや生活支援サービスの普及

高齢者のグループが長年培った知識、経験、技能を活かし、見守りや生活支援などの有償サービスを提供する際に、その立ち上げに必要な経費への支援を行う。また、民間事業者やNPO団体等が実施する高齢者への配食や見守り等の生活支援サービスの普及を図る。

その他、元気高齢者等に介護業務を体験する機会を提供し、介護現場への入職の契機づくりの促進を図る。

オ 高齢者が互いに見守る居住形態や子世帯との近居・隣居の促進

高齢者同士のシェアハウスなどの新しい住まい方を普及させるため、これらの住宅の供給に当たり、既存住宅ストックの活用手法や法令等の適正運用、運営管理等に関するガイドラインを策定する。また、県営住宅において、親世帯と子世帯の近居・隣居に向けた優先的な入居募集や入居要件（在住・在勤要件）の緩和等を行う。

(2) 在宅サービスの充実強化

介護が必要になっても可能な限り自宅で暮らし続けられるよう、日中・夜間を通じ

24時間、定時又は随時の訪問介護及び訪問看護を行う定期巡回・随時対応サービスを拡大させるほか、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進める。

ア 定期巡回・随時対応サービスの普及促進

日中・夜間を通じて24時間、在宅介護者を支えるサービスとして県下全域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を促進するため、開設経費を支援するとともに、利用者を一定確保し、経営が安定するまでオペレーター等の設置経費の支援を行う。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所等の開設への支援

地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして、日常生活圏域（概ね中学校区）に1か所を目標に小規模多機能型居宅介護等の整備を進めるため、開設経費への支援を行う。

ウ 公的賃貸住宅における医療・介護サービス施設等の併設

公的賃貸住宅の建替えの際などに、地域の需要を踏まえ、市町等との連携を図りながら、医療・介護サービス施設等の併設を促進する。また、既存住宅の空き住戸や集会所を活用した高齢者の見守りサービス施設等の誘致を推進する。

【成果指標】

成果指標	目標値
定期巡回・随時対応サービス事業所数	29か所（H27） → 180か所（H37） （考え方）介護サービス利用見込み量まで増加
小規模多機能型居宅介護事業所数（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	230か所（H27） → 346か所（H37） （考え方）各中学校区に1箇所まで増加

関連計画の指標（参考）	目標値
地域サポート型施設（特養等）の設置箇所数 （兵庫県地域創生戦略）	44か所（H27） → 100か所（H31）
定期巡回・随時対応サービス事業所数 （兵庫県老人福祉計画）	29か所（H27） → 180か所（H37）
小規模多機能型居宅介護事業所数（看護小規模多機能型居宅介護を含む） （兵庫県老人福祉計画）	230か所（H27） → 346か所（H37）